



議案第十八号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

町農業共済条例の一部を改正する条例

三 朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改め、同条第二号中「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に改める。

第三十六条第二項中「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に改める。

第四十五条第二十号中「夏秋養蚕期」を「夏秋養蚕期」に改め、同条第二号中「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に改める。

第五十条を次のように改める。

（共済金額の削減）

第五十条 この町は、蚕繭共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充て、なお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

一 第九十条第二号の勘定に係る第九十三条第二項の不足金てん補準備金の金額のうち当該共済目的の種類に係る不足金の支払に充てるべき額として前会計年度までの共済目的の種類ごとの収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て定めた金額（以下「蚕繭不足金てん補準備金内訳額」という。）

二 第九十条第二号の勘定に係る第九十五条第二項の無事もどし準備金の金額のうち当該共済目的の種類に係る額として前会計年度までの共済目的の種類ごとの収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て定めた金額（以下「蚕繭無事もどし準備金内訳額」という。）

三 第九十条第二号の勘定に係る第九十七条第二項の特別積立金の金額のうち当該共済目的の種類に係る額として前会計年度までの共済目的の種類ごとの収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て定めた金

額（以下「蚕繭特別積立金内訳額」という。）

第五十三条第二項中「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に改める。

第九十三条（見出しを含む。）中「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改める。

第九十四条の見出し及び同条第一項中「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改め、同条第二項中「蚕繭法定積立金内訳額」を「蚕繭不足金てん補準備金内訳額」に、「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改める。

第九十五条（見出しを含む。）中「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に、「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改める。

第九十六条の見出し及び同条第一項中「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に、「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改め、同条第二項中「蚕繭法定積立金内訳額」を「蚕繭不足金てん補準備金内訳額」及び蚕繭特別積立金内訳額」に、「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金内訳額」に改める。

第九十七条第一項および第二項中「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に、「無事もどし積立金」を「無事もどし準備金」に改め、同条第三項中「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に改め、同条第四項中「蚕繭法定積立金内訳額」を「蚕繭不足金てん補準備金内訳額」に、「法定積立金」を「不足金てん補準備金」に、「特別積立金」を「蚕繭共済にあつては当該共済目的の種類に係る蚕繭特別積立金内訳額、家畜共済にあつては特別積立金」に改める。

第九十八条を次のように改める。

（無事もどし準備金等の不足金てん補への充当）

第九十八条 この町は、第九十条第一号から第三号までの勘定ごととに、毎会計年度、不足金てん補準備金の金額及び特別積立金の金額を不足金てん補に充て、なお不足を生ずる場合には、無事もどし準備金の金額を

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。ただし、改正後の附録第一は、昭和四十三年会計年度の決算に係る剰余金の処分から適用する。